入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年8月19日

成田国際空港株式会社

代表取締役社長　森中小三郎

◎調達機関番号　412　◎所在地番号　12

○第1003号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　西側誘導路造成その他工事

⑶　工事場所　成田国際空港内

⑷　工事内容　本工事は、西側誘導路造成その他工事を行うものです。

①　誘導路橋梁　延長　48m、幅員　60m、鋼２径間連続合成床版橋

②　場周道路橋梁　延長　42m、幅員　7.37m、鋼単純非合成２主鈑桁橋

③　地下道（誘導路部）　延長　90.68ｍ、内空10×5.5m、７×5.5mの２連ＢＯＸカルバート（プレキャストコンクリート構造）

④　地下道（場周道路部）　延長　18.23m、内空10×5.5m、７×5.5mの２連ＢＯＸカルバート（プレキャストコンクリート構造）

⑤　造成　4.3ha

⑥　給油管防護、共同溝防護等

⑸　工期　平成25年１月15日まで

⑹　総合評価方式による契約相手方の決定

本工事は、総合評価方式の試行対象工事です。

本工事の入札書提出の際に、施工方法等の提案（以下「ＶＥ提案」といいます。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して契約の相手方を決定します。

2　競争参加資格　申請される方が当該調達に係る競争に参加するには、次に掲げる条件をすべて満たすこととします。

⑴　次の①から③の一に該当しないこと。

①　契約を締結する能力を有しない方（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている方については、この限りではありません。）及び破産者で復権を得ない方。

②　競争参加資格の確認日から起算して、過去２年以内において、次の㋐から㋕までの一に該当したと認められる方及びこれらの方を代理人、支配人、その他の使用人として使用する方。

㋐　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした方

㋑　公正な競争の執行を妨げた方又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した方

㋒　落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた方

㋓　監督又は検査の実施に当たり、当該職務の執行を妨げた方

㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった方

㋕　㋐から㋔までの一に該当する事実があった後２年を経過しない方を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した方

③　②に該当する方を入札代理人として使用する方。

⑵　当社における平成21・22・23年度契約参加資格の「一般土木工事」に登録されていること。

⑶　単体企業または２者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という）であること。

⑷　単体企業または共同企業体のすべての構成員は、「一般土木工事」の総合点数1,150点以上であること。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（但し、契約参加資格者として再登録済みで、入札書の提出期限までに会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている方を除きます。）

⑹　施工実績

①　以下に示す工事について、元請として過去15年間に完工した工事の施工実績を有すること。（施工実績は㋐㋑いずれも必要ですが、㋐㋑が同じ工事である必要はありません。）

㋐　Ｂ747型機等大型航空機（ＩＣＡＯが定めるコードＥ以上）が就航する空港における面積２ha以上の基本施設用地造成工事（埋立て工事を含みます。）

㋑　Ｂ747型機等大型航空機（国土交通省が定める航空機荷重区分ＬＡ－０）が就航する日本国内の空港における滑走路・誘導路・エプロンと交差する一般道路（橋梁・トンネル）工事

②　共同企業体の場合、代表者は㋐及び㋑の施工実績を、構成員は㋐もしくは㋑の施工実績を有すること。

⑺　技術者条件

①　２⑹①に示す工事について、元請として過去15年間に完工した工事においての施工経験を有する主任（監理）技術者が専任で配置できること。（技術者の施工実績は２⑹①のいずれかの工事が必要です。）

②　以下に示すいずれかの資格を有すること。

㋐　一級土木施工管理技士

㋑　技術士（建設部門）

③　共同企業体を結成する場合は、当該技術者を共同企業体内で配置可能であること。

⑻　６⑵に定める競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開封の時までの期間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置を受けていないこと。

⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務の請負者又は当該請負業者と、資本又は人事面において関連ある建設業者でないこと。

3　競争参加の制限

⑴　競争の公平性及び透明性を確保するため、次の条件に該当する場合には、前記の資格を満たす方であっても、申請いただけません。（次の条件に該当する方のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除きます。）

①　資本関係において、以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係において、以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、㋐については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証として、本契約締結時及び本契約期間中において、自社（自社、自社の役員、もしくは自社の親会社等を含みます。本条において以下同じ。）が次の各号の一に該当しないことを表明しこれを保証できない方は、申請いただけません。

①　暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。）であること、または暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくは暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、または関与していたこと。

②　自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、または利用していたこと。

③　暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは関与し、または関与していたこと。

④　暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、または有していたこと。